

平成19年10月31日

各位

会社名	みらい建設工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 明石恵介
問合せ先	代表取締役専務 橋内悦生
TEL	03 - 5623 - 8535

コミットメントライン設定のお知らせ

弊社は、東京地方裁判所に対し、平成19年9月27日に民事再生手続開始の申立てを行い、同裁判所より同年10月2日付にて再生手続開始決定をいただいております。

今般、平成19年10月31日付にて中央三井信託銀行株式会社から、今後の事業性と再生可能性が十分あるとのご判断を頂き、必要な事業資金の手当てとして60億円のDIPファイナンスによるコミットメントラインの設定契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

これにより、弊社の民事再生手続のより円滑な進行が図られるものと考えております。

(ご参考)

コミットメントラインの設定契約とは、予め契約された極度額(融資限度枠)の範囲内で、契約期間中、定められた条件に基づき、いつでも自由に借入れができ、かつ金融機関がその実行を確約(コミット)する契約です。

以上